

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(45)

小早川義則

Slaughter-House Cases, 83 U.S. (16 Wall) 36 (1873年4月14日)

——肉食処理業をニューオーリンズの1社に独占させるルイジアナ州法は第14修正のデュー・プロセス条項に違反しない

【事実】

ルイジアナ州議会は1869年3月8日、ニューオーリンズ市を含む州内のOrleans, Jefferson, およびSt. Bernardの1154平方マイルの広さがあり20～30万の人口を擁する各郡内において畜殺目的で牛(cattle)を集めて囲い込む置場を設けるなどした食肉処理場(slaughter-house)を維持するために25年間にわたり1つの会社(corporation)に排他的権利(exclusive right)を付与する法律を可決した。(at 36.) これに対しニューオーリ

ンズの他の屠畜業者(butchers)は何度も争ってきた、そして最高裁は問題の重要性を理由にこの争いを取り上げることとし、1872年2月に弁論が行われたが、出席した裁判官の間で意見が分かれたため、最高裁は全裁判官関与の下であらためて弁論をすることを命じた。(at 58.)

本件はルイジアナ州最高裁に対する誤審令状(writ of error)によって合衆国最高裁に提示された。それは同州の議会によって認められた設立許可状(charter)によりスロータ・ハウス会社に若干の権限を与えたことに対するニューオーリンズ市の屠殺業者の不服申立てによって生じている。これら事案は他の事案とともにルイジアナ州最高裁に提示されすべてスロータ・ハウス会社に有利に判断された、そしてこれらの判断の破棄を求めて合衆国最高裁に提示された。合衆国最高裁は5対4で原判決を維持した。なお、法廷意見の執筆はMiller裁判官である。

【法廷意見】

原判決維持。 本件記録によると原告は、州裁判所での訴訟の全過程を通じて被告人にのみ設立許可状を交付して特権を認めるのは合衆国憲法の最も重要な第13修正および第14修正の条項に違反すると主張してきた。違憲であると攻撃されている制定法は1869年3月8日に可決され“ニューオーリンズ市民の健康を保護するためにかつ家畜を集め屠殺する場所(the stock-landings and slaughter-houses)を定めSlaughter-House会社の設立を認める法律”という名称が付けられていた。(at 57-59.)

この制定法は、ニューオーリンズの多数のコミュニティを犠牲にしてごく少数の人間に余りにも不当かつ排他的な特権(odious and exclusive privileges)を付与するものとして非難されているだけでなく、それは同市の屠殺業者から自らの家族を養う仕事をする権利を奪うものであり、無制約の屠殺業をすることは市民の毎日の生活にとって必要であると主張されている。

しかし、当該制定法を批判的に吟味(critical examination)してもこのような主張はほとんど正当化できない。

この制定法は、25年間にわたり排他的特権を付与しているというのは事実その通りであるが、自らそれぞれの仕事をしたり動物性食物（animal food）を市民に毎日提供する屠殺業者の権利を奪っているというのは事実ではない。

この制定法は2つの主要な特権を付与している、その1つは家畜の集め方と家畜の囲い場所に関するもので他の1つは屠殺場所に関するものである。川岸に着いた蒸気船や鉄道からの生きた家畜の荷揚げは人民の安全と満足（comfort）および動物の生活のために適当な場所に限定すべきであるということは立証する必要のない事柄というべきである。そして若干の人々や1つの会社に限定してそのような荷揚げ場所を提供する排他的権利を付与しそのようなサービスで正当な報酬を得る権利を認めることが一般のコミュニティを害するということはできない。大量の屠殺が行われる場所を特定することが州または自治体の立法府の権利であり義務であることは否定できないのである。

本件で検討中の制定法は、そのような場所を特定しそれ以外の場所での屠殺を禁止しているものの畜殺業者が自から畜殺をすることを禁止していないどころかスロータ・ハウス会社は重いペナルティの下でそのようにすることを希望する何人に対しても定められた場所で彼らが屠殺することを認めることを要求されている。畜殺業者は自ら屠殺をしてその肉を売ることが認められているが、一定の場所で屠殺を行い彼に提供された施設の利用に対する合理的な代償（reasonable compensation）を支払うことが必要とされている。議会によって付与された独占権の賢明さについては疑問とする余地はありうるが、自己の職業を行う屠殺業者の権利あるいは毎日食事を準備する国民の権利が奪われることになるという主張に正当性を認めたりこの法律が屠殺業者の仕事を破壊するとかその追求に不当に介入するという主張の正当性を認めるのは難しい。

本件でルイジアナ州議会によって行使された権限は、その本質的な性質において現在に至るまでこの国の憲法上の歴史において認められて

おり、今ではその一部に疑問とされうるものがあるとしても、州の権限に属するものとして常に認められていた1つの権限である。（at 60-62.）

原告はこのことを認めつつ、当該制定法はいくつかの点で合衆国憲法に違反すると主張する、すなわち

それは第13修正によって禁止されている奴隷または意に反する苦役を提供する、それは合衆国の市民の特権と不可侵権（privileges and immunities）を侵害する、それは法の平等保護を原告に否定する、そしてそれは法のデュー・プロセスなしに彼らの財産を彼らから奪うものであり、第14修正の第1節の各規定に違反すると主張する。

当裁判所は、それ故、これらの規定の解釈をすることををはじめて求められているのである。

修正条項の最初の12個の規定は最初の政府組織がその憲法の下で1789年に成立して間もなく付加された。これらの修正条項のすべての規定は、第12修正を除き、その後間もなく最初の修正条項の採用と事実上同時に採用された、そして第12修正（大統領の選挙方法の改正）が1803年に採用された。しかしこの8年の間に最も重要な3つの修正条項——第13,14,15——が国民の要求（voice）に応じて付加されたのである。

合衆国（Union）の州のほぼ半分において当時存在していたアメリカの奴隷制度については、その最終的な廃止を希望する人々とその保護および永久化を希望する人々との間での長年にわたる争いがあり、奴隷制度が存続していた州の大半において合衆国から分離しそれに抵抗しようとする動きが最高潮（culminated）に達した。このことが反乱戦争（the war of rebellion）となり、どのような従属的理由（auxiliary causes）が戦争の発生につながったにせよ、その最も重要な原因（efficient cause）は奴隷制度であった。

そのような闘いの中で合法的な社会関係としての奴隷制度は連邦政府がその目的を達成したところではすべて消滅した。リンカーン大統領の宣言（proclamation）は、彼がそれらの地域での奴隷制度を廃止したとき反乱地域の大部分

に残されていた事実をやり遂げたことを明らかにした。しかし戦争は終結したとはいえ、連邦政府の権限の再構築に成功した人々はこの偉大な奴隷解放宣言 (this great act of emancipation) に満足しなかった。彼らは、最も貴重な成果を合衆国憲法のその基本的な条項の1つとして残すことを決意した。第13修正条項がそれである。(at 66-69.)

1865年にジョンソン大統領の下で進められた連邦政府と反乱軍側についた州政府との関係を修復する作業の結果、奴隷制度廃止の州による正式な承認にもかかわらず、奴隷の状況は以前とほとんど変わっていないという事実が次第に明らかとなった。連邦政府との正常な関係を構築することを明らかにしていた州議会において採用された最初の制定法の中には黒人を不当にも無資格 (onerous disabilities) としたり、彼らの生命、自由、および財産を追及する権利を制限するなどのものがあったため、彼らの自由はほとんど価値なきものとなった。その一方で、彼らは以前の所有者から受けていた保護を喪失していた。彼らは召使として以外に町に出ることは禁止された。彼らは自ら所有することのできない土地で居住しそれを耕作することを要求された。彼らは多くの職業に就くことができず、白人が当事者である事件で裁判所において証言することも認められなかった。彼らの生活は悪い白人のなすがままにされていた、彼らを保護する法律が不十分で強制力がなかったからである。

虚偽または誤解に結びついていたものがあっただけにせよ、このような状況から反乱の危機を乗り越えて無事に連邦政府を指導し彼らの努力の成果を第13修正によって獲得したと考えた政治家は、これほどの辛酸をなめた不幸な人種にそれ以上の憲法上の保護が必要であることを確信した。そこで彼らは連邦議会を通じて第14修正案を可決し (passed through the proposition for the fourteenth amendment)、そして反乱軍 (南軍) であった州が彼らの立法府によって正式にこの第14修正の条項を批准するまで連合軍 (北軍) 政府に参加を認めることを拒否したのである。

その後の数年間の体験を経て他の2つの修正条項 (第14修正と第15修正) の起草者 (authors) たちは、このような州への制約や議会に付与されたさらなる権限の下で制定された法律にもかかわらず、それらだけでは生命、自由、および財産を保護するには不十分であり、新たな修正条項がなければ奴隷の自由は彼らの利益 (boon) にはならないことを確信した。彼ら (奴隷) はこれらすべての州において参政権 (the right of suffrage) を否定されていた。法律は白人だけで施行されていた。その結果、“合衆国市民の投票権は人種、体色、または従前の労役の状態を理由として、合衆国または州により拒否されまたは制限されることはない”と宣言する第15修正が成立した。第14修正によって合衆国の市民であると宣言された黒人は、それ故、合衆国のすべての州において投票権者 (voter) であるとされたのである。(at 70-71.)

われわれがとくに注目する第14修正の第1節は、市民の定義——合衆国の市民だけでなく州の市民——をしていない (opens with a definition)。そのような定義は憲法の中に今までなかったし議会の法によって定義されたこともなかった。しかし、市民戦争の勃発の僅か数年前のあの有名なドレッド・スコット判決 (Dred Scott case) において、アフリカ系の人 (a man of African decent) は、奴隷であると否とを問わず、州の市民でも合衆国の市民でもなかったし市民となることもできないと当裁判所によって判示された。この判決は、この国の著名な政治家や憲法学者 (constitutional lawyers) の批判にさらされたが、決して変更されなかった。そうすると同判決を市民の権利の憲法上の制約として受け入れられるべきであるというのであれば、最近自由人とされたすべての黒人は今なお市民でないだけでなく憲法の修正は何ら及ばないので (by anything short of amendment) あるから州の市民になることもできないということになる。

このような難しい問題はひとまず除外し、そして合衆国の市民は州の市民でもあることを明確かつ総括的な定義を確立するために、第1節

の最初の文言は“合衆国において出生または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である”と規定された。

この一節は、彼らが特定の州の市民であることを考慮せずにそのような人は合衆国の市民となりうると宣言している、そして合衆国で出生しその管轄権に服するすべての人を合衆国の市民とすることによってドレッド・スコット判決を覆している。その主たる目的が黒人の市民権(citizenship)を確立することであったというのは違う余地なく認めうることである。“管轄権に服する”という文言は合衆国で生まれた外国の領事の子供や外国の国民をその適用から除外することを意図していた。

本件事案での弁護人の主張に鑑み(in view of the argument of counsel)より重要であるのは、合衆国の市民と州の市民との区別は明確に是認され確立していることである。人は州の市民になることなしに合衆国の市民になりえないが、重要なのは前者(合衆国市民)を後者(州の市民)に変える(convert)必要があることである。彼をその州の市民にするために必要なことは州内に居住していなければならないが、彼を合衆国(Union)の市民とするためには彼は合衆国で生まれたか帰化していなければならないことだけが必要である。とすると、合衆国の市民と州の市民という2つの市民があり、それらは相互に異なりそれぞれ異なった性格または事情に依拠していることは明らかである。

われわれは、このような相違および第14修正におけるその明示の承認は本件弁論で重視されていると考える、原告によって主として依拠されている次の一節は、合衆国の市民の特権と免除についてのみ述べており、州の市民のそれらについては述べていない。しかし、原告の主張は、両者の市民は同一であり、第14修正の条項によって保障されている特権と免責はそれと同一であるという前提に完全に依拠している。

その文言は“いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定または執行してはならない”と規定している。もしこの文

言が州の立法権に対し州の市民を保護することを意図していたのであれば、州の市民という言葉は極めて注意深く用いられておりそれに先行する合衆国の市民という文言と矛盾して(in contradistinction)用いられているときそれは除外されるべきであるという主張は少し注目される(a little remarkable)。その用語(phraseology)における変更はある目的でそのような了解の下に(understandingly)採用されたということは余りにも明白であるからである。

われわれは今、合衆国の市民の特権と免除および各州の市民の特権と免除についてそれらはそれぞれ何を意味しているかを検討している、しかし、われわれはここで連邦憲法の保護の下にあるこの条項によって規定されている前者だけを検討する、後者についてはそれがいかなるものであるにせよ、修正条項のこのパラグラフによって何らかの付加的保護を有することが意図されていないということだけを述べておきたい。

とすると合衆国の市民に属するそのような特権および免除と州の市民に属するそれらとの間に相違があるのであれば、州の市民が今まで依拠してきた保障と保護については後者に依拠しなければならない、それらは修正条項のこのパラグラフに包含されていないからである。(the latter must rest for their security and protection where they have heretofore rested; for they are not embraced by this paragraph of the amendment.) (at 72-75.)

本件弁論において依拠された特権と免除は、そのようなものとして州の市民に属するそれらであること、それらはその安全と保護のために州の政府に委ねられていること、そしてこの(第14)修正によって連邦政府の特別な保護(care)の下に置かれていないことが立証されたのであるから、われわれは、これらの特権にかかわる若干のケースでそのようにすることが必要とされるそのときまで、いかなる州も制限できない合衆国の市民の特権と免除を定義することを免除(excused)されることになる。(at 78-79.)

政府組織の当時の政治家は、全国政府 (National Government) の権限を州政府のそれから分離する方針 (line) に関して見解が分かれていた。この分離の方針は、当初から今日に至るまでの分裂 (division) が示しているように、国民の意見において決して十分に定義されることはなかった。

最初の制度が受け入れられた直後の第11修正 (1795年成立) の採用は、連邦の権限に対する当時の一般的な危機意識を示している。そしてそのような警戒心 (jealousy) が最近の市民戦争の勃発まで多くの愛国的な人々の間で存在し続けたことは否定できない。合衆国の永久不滅 (perpetuity) に対する真の危機は、全国的な政府に敢然として抵抗 (determined resistance) するためにその権限を全て結合して集中する州の組織力と一致した州 (contiguous states) の能力にあることが次第に明らかとなった。このようなことが強力な全国政府の必要性を信じる多くの人に大きな力を与えたことは間違いない。

しかし、このような感覚がいかに一般的であり、かつそれがわれわれが検討している修正条項の採用にいかに貢献したにせよ、われわれは、これら修正条項の中に全国的制度 (general system) の主たる特色を破壊する何らかの目的をみることはできない。われわれの当時の政治家は、南北戦争から生じた刺激的な感情のあらゆる圧力の下でなお市民の権利——人身および財産の権利——の規制を含む、州内の地方政府に対する権限を有する州の存在はわれわれの複雑な政府を完全に機能させるために不可欠であると信じていたのである。

しかし、この問題に関する国民の意見の歴史に見られる変動 (fluctuations) がどのようなものであるにせよ、当裁判所は、その機能の要求する憲法解釈の義務を果たす限りにおいて釣合いのとれた州と連邦政府の間のバランスを常に着実に維持してきたとわれわれは考えている。(at 81-82.)

【Field裁判官の反対意見】(首席裁判官、Swayne, Bradley両裁判官同調)

本件での問題の法律は、1869年6月1日以降ニューオーリンズ市内またはOrleans, Jefferson,およびSt. Bernardの各郡 (parishes) において、本法によって定められた場合を除き、牛等の家畜の輸送、屠殺等を合法でないと宣言し、スロータ・ハウス会社に家畜の屠殺等を独占する排他的な特権を与えている。当裁判所が本件において検討しなければならないのはこのような制定法によって与えられた独占的排他的特権のみである。(at 83-84.)

問題の制定法の正当化理由として、それは市の清潔さを促進しその健康を保護するとして市の利益のために採用されたのであり市のいわゆるポリスパワーの正当な行使であると主張されている。かかるパワーは疑いもなく社会の健康、善良な秩序、倫理、平和、および安全にかかわるすべての規制に及び、そして多様な問題に関しほとんど無数の方法で行使されている。それ (ポリス・パワー) の下で課せられるあらゆる種類の制約や負担は、いかなる憲法上の禁止や基本的原理にも抵触しない。州のこのようなパワーおよびその正当な行使について、私の見解は、当裁判所の多数意見と異ならない。しかし、ポリス・パワーによる規定であるという口実で (under the pretence of prescribing a police regulation) 憲法がその削減からの保護を意図した (intended to secure against abridgment) 市民の権利への侵害を認めることはできない。(at 87.)

この種の排他的特権が17人から成る会社に付与されうるといっているのであれば、議会の裁量によって1人の個人にも同様に付与されうることになる。そしてそれが25年間にわたり付与されうるといっているのであれば、同様に1世紀の間そして永久に (in perpetuity) 付与されうることにもなりかねない。

提示されている問題は、それ故、本件当事者にとってのみならず全地域にとって最も重要な問題の1つである。最近の連邦憲法の修正は、州の立法による市民の共通の利益に対する侵害から合衆国の市民を保護するかという問題に外ならない。私見によれば、第14修正はそのような保護を確かに提供しており、それを起草した

連邦議会およびそれを採用した州によってそのように意図されていたのである。(at 89.)

原告は、極めて説得的に問題の制定法は第13修正によっても禁止されると主張してきた。しかしながら、問題の制定法に対する私の反対意見によれば、第13修正の文言および意味に依る必要はない。第13修正を補足する第14修正の規定がこのような状況下での特別な特権を付与する立法を禁止していると考えられるからである。第14修正は市民的権利の有効性への大きな圧力となった反対意見を除去するために制定された。そしてアメリカ市民の共通の権利を全国政府の保護の下に置いたのである。第14修正は“合衆国において出生または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定しまたは執行してはならない。いかなる州も法の適正な過程 (due process of law) によらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない、またその管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない。”と宣言する。

ドレッド・スコット判決において合衆国の市民権の問題は十分に詳論された。Curtis裁判官の意見は最も健全な憲法解釈であるとして当時の専門家によって一般に受け入れられた。そして彼は、憲法の下で、合衆国の市民は各州の市民であることに従属している (dependent) と考えたのである。(at 93-94.)

【Bradley裁判官の反対意見】 (略)

【Swayne裁判官の反対意見】

私は、本件での反対意見およびField裁判官とBradley裁判官によって示された見解に同調する。しかし、私は、2,3の意見を付加しておきたい。

合衆国憲法の最初の11箇の修正条項は憲法 (institution) が制定されたときに存在した州の警戒心 (a spirit of jealousy) にその起源を有する。最初の10箇の修正条項は第1回連邦議会において1789年に提案された。第11修正は1794年に提案され、第12修正は1803年に提案された。

この第12修正は大統領および副大統領の選挙方法を定めている。それは一般に (連邦) 政府の権限を強化したり減少したりしていない。この点において中立的立場を占めているといわれる。60年以上経過した1865年まで憲法は修正されなかった。第13修正は1865年2月1日に連邦議会において提案された、第14修正は1866年6月16日に、そして第15修正は1869年2月27日に提案された。これらの修正は新しい出発点であり、憲法史において重要な新時代 (epoch) を印している。それらは州の権限に直接介入 (trench directly) し、これらの本体 (bodies) に深くかかわりがある (deeply effect)。それらはこの点において最初の11箇の修正条項とはその対極にある。

これらの修正条項は新しいマグナカルタの権威を生み出したといわれている。第13修正は奴隷制を消滅 (blotted out) させその復活を永久に禁止した。それは100万人の人間の鎖を解き放ち彼らを直ちに自由人の領域に押し上げたのである。それは国 (Nation) によって成し遂げられた美德と正義 (grace and justice) の行為だった。市民戦争以前には、そのような権限は完全に州だけが独占していたためそのような結果は決して生じえなかったのである。

第14修正は5節から成る。第1節は、合衆国において出生または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定しまたは執行してはならない。いかなる州も法のデュー・プロセスによらずに、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない。第5節は、連邦議会は、適当な立法によって本条の諸規定を執行する権限を有すると規定する。

そして第15修正の第1節は、合衆国市民の投票権は、人種、体色、または従前の労役の状態を理由として、合衆国または州により拒否されまたは制限されることはないとする。この第15修正が採用されるまで、それらにかかわる問題は

すべて州の管轄権の下にあった。連邦政府は関与から排除されていたのである。(at 124-126.)

これらの各修正条項はすべて先の市民戦争の結果だった。憲法が制定されたときに一般的にみられた中央政府への偏見と懸念 (prejudices and apprehensions) は経験によって除去された。“合衆国の市民”という言葉はすべてそのような市民を意味していた、そして、“いかなる者”というのは州の管轄権にあるすべての者を意味していた。われわれの義務は法を執行することであって法を作ることでない。多数意見の判断は私にとって全く逆の方向を進んでいるように思われるのである。(at 128-129.)

【研究】

本判決は、ルイジアナ州議会がニューオーリンズ市を含む広大な地域での食肉処理業務を25年間にわたり1つの会社に独占させる法律を可決したため同地域内の他の屠畜業者がその合憲性を争った事案につき、アフリカ系黒人の市民権を否定した1857年のドレッド・スコット判決¹⁾は「合衆国において出生しまたは帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である」と宣言した第14修正によって否定されたことを指摘しつつ合衆国の市民と州の市民とは必ずしも同一ではないし州にはいわゆるポリスパワーによって州民の健康や安全に関して規制する権限が古くから認められている。したがって、ルイジアナ州議会がその特殊性を考慮して25年間にわたり食肉処理

の独占権を業者に付与したのは第14修正のデュー・プロセスに違反しないと判示したものである。

ところで、合衆国では州法と連邦法との二元主義が確立しているためやや複雑な様相を呈しているが、南北戦争(1861～65年)後の1868年(明治元年)に成立した第14修正のデュー・プロセス条項の結果、今日ではいわゆる権利の章典に関し連邦と州法に共通する最低基準 (minimum standard) としての統一的で画一的なアメリカ法が成立している。その限りににおいて合衆国最高裁判例を抜きにしてアメリカ法を論ずることはできないのである。

もっとも、本判決が指摘するように1865年の第13修正で奴隷制は憲法上廃止されたが1896年のプレッシー判決²⁾において列車車輦内での黒人と白人の座席を分離する州法が“分離すれども平等 (separate but equal)”の理論の下で違憲ではないとされていた。その60年後の第1次ブラウン判決ではじめてその法理が第14修正の「平等保護条項」に違反するとされ³⁾、その翌年の第2次ブラウン判決⁴⁾で第14修正のデュー・プロセス条項に違反するとされたのである。

以上の経緯については一括して別途検討することとしたい。

-
- 1) Dred Scott v. Sandford, 60 U.S. 393 (1857). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (44)」名城ロースクール・レビュー第34号 (本号)。
 - 2) Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (46)」名城ロースクール・レビュー第34号 (本号)。
 - 3) Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).
 - 4) Brown v. Board of Education, 349 U.S. 294 (1955). 以上の2判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (47)」名城ロースクール・レビュー第34号 (本号)。

(2015年5月15日稿)

